議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第11、議案第9号、平成27年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

尾崎議員。

議員(尾崎 忠義)

10番、尾崎忠義でございます。

討論に先立ちまして、先日の台風16号の大雨による浸水被害を受けられました被災者の皆様方にお見舞いを申し上げたいと存じます。

私は、平成28年第3回多度津町議会9月定例会におきまして、議案第9号、平成27年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について、次の点で反対討論をいたします。

決算では、款1. 議会費での香川人権研究所会費に2万円、款3. 民生費での人権同和施策事業費での333万2,730円、款10. 人権・同和教育事業費での166万6,707円、計501万9,437円が支出をされております。

周知のように部落問題対策(同和対策)は、1969年同和対策事業特別措置法制定以来、2002年3月まで30年以上に渡り、様々な取り組みが実施されてきました。

この間に要した経費は、国、地方合わせて約16兆円に及んでおります。

この結果、所管者である総務省地域改善対策室は「特別対策を終了し、一般対策に移行する主な理由」として、1. これまでの膨大な事業の実施によって同和地区を取り巻く状況は大きく変化したこと、2. 特別対策をなお続けていくことは、差別解消に必ずしも有効ではないこと、3. 人口移動が激しい状況の中で同和地区、同和関係者に対象を限定した施策を続けることは実務上困難であること、この3点を挙げております。

これは、2001年1月26日「今後の同和行政について」の項目であります。

また、「同和関係特別対策の終了に伴う総務大臣談話」(2002年3月29日)に おきましても、「国、地方公共団体の長年の取り組みにより、劣悪な生活環 境が差別を再生産するような状況は、今や大きく改善され、また、差別意識 解消に向けた教育や啓発も様々な創意工夫のもとに推進されてまいりました。」と状況の激変を確認しているわけでもあります。

公益社団法人であります部落問題研究所では、創立60周年記念事業として「部落問題解決過程の研究」に取り組んできましたが、その中で戦後、高度経済成長の過程を通して、部落問題は大きく前進し、それは不可逆な歩みであることを確認してきております。

これらを踏まえてみても総務省の指摘は肯定できるところであります。

このような客観的な事実があるにもかかわらず、自民党などは新たに「部落差別解消推進法を制定し、部落差別の実態調査を行うという、そもそも今から20年余り前の全国調査(総務庁「平成5年度同和地区実態把握等調査」)によってみても、同和地区の住民のうち、58.7%が同和関係以外の人口、つまり「部落」以外の住民なのであります。

このような状態で、部落差別の実態の調査が果たして可能なのでしょうか。 新たに法律により、部落差別の実態調査を実施するということは、「部落」 と「部落」外との壁がほとんどなくなった状態になっているのに、「部落差 別解消推進法」は、新たに壁を築くことであり、2002年3月に「特別法」失効 とともに消滅をした同和地区(部落)を法制上復活させるということであっ て、しかも同法案が時限法でないことからすれば、半永久的にそれを存続さ せるという企てに他ならないことであります。

ちなみに今国会に提出されている急浮上した「部落差別の解消の推進に関する法律案」は、自民党が中心となって制定しようとしている同法案は、部落差別の定義もしないままに部落差別の実態に係る調査を行い(第6条)、国、地方公共団体をして「部落差別の解消に関する」施策を講ずることを責務とする(第3条)とし、さらに国、地方公共団体に部落差別に関する相談体制の充実(第4条)、そして部落差別解消のために教育、啓発を行うことを求める(第5条)としていることなど6条から成っている法案でありますが、以上述べたように、部落問題解決の到達点に照らしてみても、総務省自身の指摘によっても、「部落差別解消推進法」を必要とする立法事実は存在しないし、その必要は認められないというにとどまらず、部落問題の最終的解決に逆行する立法を看過することはできないことを表明し、部落差別解消推進法制定に強く反対をいたします。

以上の理由により、議案第9号については、1. 近年の異常気象と渇水問題や防災対策、2. 経済的な理由によって必要な医療を受ける機会が制限されることのない「無料低額診療制度」の町内での医療機関への拡充、援助などに決算としてお金を使うべきであり、したがって議案第9号、平成27年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定については、改善すべき点があるので反対をいた

します。

以上。

議長(志村 忠昭)

他にありませんか。

ないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第9号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

議長(志村 忠昭)

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。